

Title	法と主体の可能性 : 差別構造の向こうを目指して : フェミニズム理論と法実践を手がかりに
Author(s)	若林, 翼
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/45690">https://hdl.handle.net/11094/45690</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	若林翼
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第19163号
学位授与年月日	平成17年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	法と主体の可能性：差別構造の向こうを目指して－フェミニズム理論と法実践を手がかりに－
論文審査委員	(主査) 教授 中山 竜一  (副査) 教授 松井 茂記 名古屋大学大学院法学研究科教授 松浦 好治

#### 論文内容の要旨

リベラリズムの理論は、社会における諸価値が多元的で通約不可能であるという前提から出発している。ゆえにリベラルな国家と法は、様々な善の構想から独立し、中立的でなければならず、その議論の焦点はいかに資源や財を分配するかということに当てられている。しかし、社会における構造的差別の問題を考える場合には、このような問題状況は当てはまらない。社会において困難な状況にある者は、ある特徴のもとに差異化され、社会的に構築されていると共に、差異化された者もまた、そのようなアイデンティティを内面化し引き受け、既存の社会構造を強化しているからである。

本稿では、性差別と闘うためにフェミニズムが構築してきた理論と法実践を検討することによって、法が社会における性差別構造－異性愛家父長制－を解体するために何ができるのか、そしてこの構造の中にある我々自身も性差別構造をどう変革し、行為することができるのかを論じる。そのために、差異化され、構築される女性の身体をどのように捉えるべきかに関するフェミニズムの議論を概観した上で、法を使って実践を行ってきたリベラル・フェミニズムとラディカル・フェミニズムの理論と法実践を分析する。そこではフェミニズム自身も絡めとられてしまう異性愛家父長制の規範にも焦点が当てられる。そして、現在のリベラルな法が有する権力と権力作用に批判的に検討を加え、法が基礎とする主体概念を再構成することによって、法に与えられた仕事について論じる。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、現代フェミニズム法理論の詳細な分析を通じ、現行法制度が前提とする主体概念に再検討を加えるものである。その背景には、学位申請者の以下の現状認識が存在する。憲法・民法・刑法などの諸法令や裁判制度を中心とする現行法制度は、次のような主体・社会観を前提としている。社会は、互いに共約不能な善 (good) の構想を持つ複数の主体から構成されており、それゆえ法制度は、これら諸主体の利害対立や衝突を調整するものとして、価値中立的な立場から各主体への利益と負担の配分を目指すものとされてる。だが、こうした価値中立的な社会＝法モデルは、男女差別や人種差別に典型的なかたちで見られるように、不公正な配分が社会制度の内側に根深く組み込まれ、

構造化されているような場合には、不均等な状況の解消を妨げるものとなるばかりか、さらにそれを追認し、再生産するものとなる。社会的弱者は「構造」によって不利な立場に追い込まれているにもかかわらず、「自分が十分に強い自由意思を持たず、適切な自己決定をできないから、こうした境遇にあるのだ」と自ら考えてしまう。申請者は、こうした内面化のメカニズムに焦点を当てるとともに、そのようなかたちでの主体のアイデンティティ形成における法制度の役割について、批判的観点から検討を加える。そしてここから、自己決定の強い主体を前提としない、法制度の別のあり方を模索する。

「イマジナリーな領域への権利」への賛同をはじめ、申請者の主張内容には、近代主義的な「法の支配」観やリベラル・デモクラシーの乗り越えを模索しつつある昨今の理論的潮流とも連動する、重要な問題提起が含まれている。また、現代アメリカの裁判例を縦横に引用しつつ遂行される、フェミニズム法理論、言語哲学、社会学諸理論の手際のよい整理と再構成は、わが国のジェンダー法学の弱点であった理論的側面に対する貴重な貢献ともなっている。わが国をめぐる具体的分析や制度提言など、今後の研究に期待すべき論点も若干見られるものの、全体として、独自の法理論を構想し、展開していく十分な力量を有するものと認められる。以上を考慮し、審査委員一致で、申請者は、独立した研究者として研究を遂行できるレベルに達しており、学位授与に相当するものと判断する。